



保 福 第 2 8 1 号

令 和 3 年 8 月 1 3 日

(保健医療福祉課扱い)

鹿児島市保健所長 殿

鹿児島県くらし保健福祉部長

「鹿児島県緊急事態宣言」の発令に係る周知について (依頼)

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症の厳しい感染状況を踏まえ、本日、感染拡大の警戒基準をステージⅢからステージⅣへ引き上げ、8月31日まで「鹿児島県緊急事態宣言」を発令しました。

については、別添「「鹿児島県緊急事態宣言」の発令について (依頼)」(令和3年8月13日付け保福第277号) について、貴職におかれましても趣旨を御理解の上、医療機関へ周知して下さるようよろしくお願い申し上げます。

なお、鹿児島県医師会、鹿児島県(市郡)歯科医師会、鹿児島大学病院、医療法人徳洲会及び医療法人沖縄徳洲会が開設する病院・診療所へは別途依頼しました。

問合せ先

保健医療福祉課 医務係

TEL.: 099(286)2707

保 福 第 2 7 7 号
令 和 3 年 8 月 1 3 日
(保健医療福祉課扱い)

各医療機関 管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部長

「鹿児島県緊急事態宣言」の発令について（依頼）

本県医療行政の推進につきましては、かねてから御協力をいただき感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症の厳しい感染状況を踏まえ、本日、感染拡大の警戒基準をステージⅢからステージⅣへ引き上げ、8月31日まで「鹿児島県緊急事態宣言」を発令しました。

各医療機関におかれましては、引き続き、感染拡大防止のための取組と適正な医療の提供に努めていただきますよう、お願いいたします。

なお、「鹿児島県緊急事態宣言」の発令に関する知事メッセージにつきましては、近々県ホームページに掲載される予定ですので、参考にしてください。

○県ホームページアドレス（参考）

<https://www.pref.kagoshima.jp/kenko-fukushi/covid19/index.html>

ホーム > 健康・福祉 > 健康・医療 > 新型コロナウイルス感染症

連絡先

保健医療福祉課医務係 佐師, 原

電話：099-286-2707

E-mail imushika@pref.kagoshima.lg.jp